

9. 広域連携を前提とした応急仮設住宅の迅速かつ効率的な供与

◆ 事前準備の例 ◆

○ 広域ブロックにおける民間賃貸住宅の活用に係る協定の例：関西広域連合

民間賃貸住宅の賃貸型応急住宅としての被災者への提供に関して、関西広域連合は平成 27 年 8 月に各圏域内の各府県及び賃貸住宅関係団体等と協定を締結している。

大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定（抜粋）

（協力要請）

- ・府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、自府県に所在する関係団体に対し、次に定める協力を要請できる。
 - 一 被災者への利用可能な空き室情報の提供及び空き室情報に基づく住宅のあっせん
 - 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

（協力）

- ・関係団体は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、関係団体の構成員とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

（府県の役割）

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関する事
 - 二 応急借上げ住宅の借上げに関する事
 - 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関する事
 - 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関する事
- ※府県は、前項に掲げる業務の一部を関係団体その他府県の定める者に委託することができる。

（関係団体の役割）

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関する事
- 二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 府県から委託を受けた業務に関する事

協定団体：・福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・徳島県、
 ・関西広域連合
 ・近畿 2 府 8 県宅建業協会（10 団体）
 ・全日本不動産協会近畿 2 府 8 県本部（10 団体）
 ・全国賃貸住宅経営者協会連合会
 ・日本賃貸住宅管理協会

9. 広域連携を前提とした応急仮設住宅の迅速かつ効率的な供与

○ 広域ブロックにおける民間賃貸住宅の活用に係る協定の例：関東1都8県

首都直下地震等の大規模広域災害発生時には、被災者が他の都県へ避難する可能性があることから、避難先において被災者への民間賃貸住宅の提供を円滑に進めることができるよう、首都圏1都8県及び関係団体において平成29年3月に協定を締結している。

関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定（抜粋）

（協力要請）

- ・都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、自都県に所在する関係団体に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

（協力）

- ・関係団体は、都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として供給可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

（都県の役割）

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
 - 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
 - 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
 - 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- ※都県は、前項に掲げる業務の一部を、関係団体に委託することができる。

（関係団体の役割）

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 都県から委託を受けた業務に関すること

協定団体：・茨城県・群馬県・栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・静岡県
・関東1都8県宅建業協会（9団体）
・全日本不動産協会関東1都8県本部（9団体）
・全国賃貸住宅経営者協会連合会
・東京共同住宅協会